

議第132号

京都市西京極総合運動公園条例の一部を改正する条例の制定について

京都市西京極総合運動公園条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成25年 9月24日提出

京 都 市 長      門      川      大      作

京都市西京極総合運動公園条例の一部を改正する条例

京都市西京極総合運動公園条例の一部を次のように改正する。

第6条第1項に次のただし書を加える。

ただし、次条第1項の回数券又は前払式利用券により運動公園の施設を利用する者については、この限りでない。

第6条第5項を同条第7項とし、同条第4項の次に次の2項を加える。

- 5 第1項の規定にかかわらず、学齢に達しない者については、補助競技場及びプール兼アイススケートリンクの利用料金（部分利用に係るものに限る。）を徴収しない。
- 6 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者については、補助競技場、プール兼アイススケートリンク、アーチェリー場及びフィットネスルームの利用料金（部分利用に係るものに限る。）を徴収しない。
  - (1) 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者
  - (2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
  - (3) 厚生労働大臣の定めるところにより療育手帳の交付を受けている者

- (4) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第2条第3項の規定により被爆者健康手帳の交付を受けている者
- (5) 戦傷病者特別援護法第4条第1項又は第2項の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者
- (6) 前各号に掲げる者（以下「身体障害者等」という。）の介護者（指定管理者が身体障害者等の障害又は傷病の程度に照らして必要があると認める場合を除き，身体障害者等1人につき1人に限る。）

別表第1 供用しない日の欄中「12月28日」を「12月29日」に，「同月4日」を「同月3日」に，「12月27日」を「12月29日」に改める。

別表第2 備考4中「，学齢に達しない者」を削り，同備考7を削り，同備考中8を7とし，9を8とし，同備考10中「利用料金」の右に「の上限額」を加え，同備考10を同備考9とし，同備考11中「利用料金」の右に「の上限額」を加え，同備考11を同備考10とし，同備考12中「つど」を「都度」に改め，同備考12を同備考11とし，同備考13中「利用料金」の右に「の上限額」を加え，同備考13を同備考12とし，同備考12の次に次のように加える。

13 次のいずれにも該当する場合における児童又は生徒の利用料金の上限額は，この表の規定にかかわらず，プール兼アイススケートリンクをアイススケートリンクとして供用する場合の部分利用に係る利用料金の上限額の2分の1に相当する額とする。この場合において，児童又は生徒の引率者については，当該部分利用に係る利用料金を徴収しない。

- (1) アイススケートリンクの部分利用であること。
- (2) 本市の区域内に存する小学校，中学校，高等学校（中等教育学校の後期課程，特別支援学校の高等部，専修学校の高等課程及び高等学校に相当する各種学校を含む。）又は高等専門学校による学校教育のための利用であること。
- (3) 日曜日等並びに1月4日から同月7日まで及び12月21日から同月

28日まで以外の日に利用すること。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

京都市西京極総合運動公園の施設を供用しない日を変更するとともに、利用料金の取扱いの明確化を図る必要があるので提案する。